

第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成28年11月16日(水)

15:00～17:30

場所 STANDARD会議室

虎ノ門ヒルズFRONT店2階大ホール

議題

- (1) 関係団体・有識者からのヒアリング
- (2) その他

出席者(50音順)

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、
丹野構成員、中嶋構成員代理(岡本氏)、増田構成員、宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 週の半ばの非常にお忙しいところを、第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本日は各関係団体・有識者の皆さんからヒアリングを行うという予定で、2時間半、5時半までという予定になっています。長丁場ですが、よろしくお願いします。それでは、資料の確認と出席状況を、事務局からお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は資料1、関係団体・有識者からのヒアリングについて。資料2、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、一般社団法人日本心理学諸学会連合、三団体からのヒアリング資料です。資料3、学術会議からのヒアリング資料です。資料4、臨床心理分野専門職大学院協議会からのヒアリング資料です。資料5、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会からのヒアリング資料です。資料6、日本臨床心理士養成大学院協議会からのヒアリング資料です。参考資料として資料1、公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)。資料2、公認心理師法の概要等。資料3、第1回ワーキングチームにおける主な意見。以上です。皆さん、おそろいでしょうか。足りなければ、お知らせいただければお届けに上がります。よろしいでしょうか。

では、本日の出席状況ですが、まず、ワーキングチームに初めて御出席となる構成員の御紹介をさせていただきます。日本臨床心理士養成大学院協議会会長、川畑構成員です。

○川畑構成員 よろしくをお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 次に本日の欠席について、田崎構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員から御欠席との御連絡を頂いております。また、構成員の代理として、1名の方に御出席いただいておりますので、御紹介いたします。中嶋構成員の代理で、医療法人社団正心会岡本病院理事長、岡本様です。事務局からは以上です。なお、頭撮りについてはここまでとさせていただきます。

○北村座長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。本日は関係団体・有識者の先生方からヒアリングということになっています。本日のヒアリングに関して、事務局から説明をお願いします。

○松本主査 資料1は「関係団体・有識者からのヒアリングについて」ということで、本日の概要を書いています。まず1つ目の○については、本日ヒアリングする事項ということで、大きく6つに分けて書いています。1つ目は大学・大学院、それぞれのカリキュラム、これは実習の科目も含めたものです。2つ目は法律の第7条第2号に定められた、学部卒業者を対象とした実務経験の範囲について。3つ目が、附則に定めております受験資格の特例等に係る事項、主に現任者の範囲などを想定しています。4つ目が国家試験の内容について。5つ目が、いわゆる現任者の講習会の内容、時間数について。6、その他としましては、上記の検討に資する事項ということで、今現在行われている実習等の内容も踏まえてカリキュラムを検討することというような、これまでの検討会での御意見を踏まえたものです。2つ目の○、本日ヒアリングを行う対象者の方々のお名前と団体を記載し

ています。

資料 1 の説明は以上です。

○北村座長 資料 1 に書かれたことを、今日はヒアリングをするということが目的です。我々が決めなければいけないことの、全てに近いことです。よろしくお願いします。

それで、奥村先生には 20 分、丹野先生、増田先生、大野先生、川畑先生には 15 分ということでお願いしています。資料を拝見しますとページ数が多いので、極めて心配しておりますが、適当に大事なことを特に強くおっしゃっていただくということで、よろしくお願いします。質疑は、この 5 名の先生方のヒアリングが終わった段階で、この資料に基づいて、1 番について、2 番についてということで、質問あるいは議論という形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まず奥村先生からお願いします。読み間違えそうなので読みませんが、この 3 つの団体、国家資格推進連絡協議会、医療心理師の連絡協議会、心理学諸学会連合、この 3 つの団体から統一的に資料を頂いております。奥村先生、よろしくお願いします。

○奥村構成員 早口でいきますので、よろしくお願いします。公認心理師の養成課程における学部と大学院の教育内容及び経過措置等について、三団体会談で検討しました案に沿って御報告申し上げます。本報告書は公認心理師の像を明らかにし、カリキュラム案として三団体が提出したものについて、学部カリキュラムの内容及び大学院カリキュラムについて説明を加えたものです。また、受験資格、実務経験等に関する要望等を所収しました。

三団体と申します、御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、2005 年の 2 資格 1 法案が実りませんでした後に、改めて 1 資格の検討をするために、当時 2 資格を推進しました 2 つの協議会と、日本心理学諸学会連合が 2009 年に立ち上げまして、これまで 69 回の会議を行っています。公認心理師法に至るまでの様々な場面で、2011 年、震災の年の秋に策定しました、ここにあります要望書が大変活躍をしました。

次の 4～7 ページ、これは三団体の組織についての表でして、三団体、日本心理学諸学会連合に重なっている学会が、立ち上げ当時は 16 ありましたが、5～7 ページのように延べ約 100 団体となります。そして 8 ページですが、日本臨床心理士会、会員約 2 万名が働いている、その職域です。これらの領域が現状の心理職の職域ということになります。

9 ページです。公認心理師養成の方向性ということで、私どもで話し合っただけのことは、まず、法に定められた 4 種の業務に必要な知識と技術を修得すること。対人援助職として倫理・態度を身に付けること。変化する社会のニーズに沿って、生涯研修できる人材を育てること。研修・専門研修・指導者育成の体制を整えることが必要であるという、こういうことが大きな枠になっています。

10 ページは公認心理師の養成の流れというか、国民の心の健康に関係するという大事な仕事ですので、質の担保が求められますと。18 歳から最短 24 歳、大学院を出たときに試験を受けるという形ですが、生涯教育も必要であるという 1 つのイメージです。

11 ページにまいりまして、公認心理師養成の新たな課題ということで、多様な環境の

中で支援する力が求められます。昨今、チーム医療、チーム学校といった理念の中で、他職種と協働することが求められています。それから、社会の問題の複雑化・多様化に対応する取組が必要です。そして学校にしろ、いじめやいろいろ対立関係がある中での中立的な立場をとるといふ、そういう難しいところがあって、離婚に際しての子どもの立場を考えると時の両者の調整とか、そういった問題も起こってきているということです。

そして、災害支援は申すまでもなく、多様な方たちとの連携が必要である。これらを通してアウトリーチや地域連携といった働き方が生じてきているということです。これらの仕事の基本といたしまして、理論や技法を知り、支援に用いる根拠への説明責任があるのだということを自覚している必要がある。それから現実原則、法、行政構造と機能の中の仕事であるといふことの自覚が必要である。そして、チームワークの中で働くバランス感覚や協働のセンス、そういったことが新たな課題であろうと認識しています。

12 ページ、公認心理師に求められるものといまして、知識だけではなく、技能、態度の修得が必要ということです。心理査定、心理面接、地域援助、教育研究というのが従来の職務とされていましたが、これに加えて能動的に、現実状況を速やかに、適切に捉え、既知の理論や技術を一律に当てはめるのではなく、事実を適格にアセスメントし、それに即応した支援を行える技能・態度が必要であると考えています。

多次元にわたって輻輳する要因が関わる困難な問題というのが、今の世の中は増加しておりますので、他職種との共同体制も取り分け大事であろうという認識でおります。そういうことを行うに当たっては、良いチームワークの中でフットワークを軽くアウトリーチしていくことが必要だと。これらのことは平成 26 年度厚生科学研究の中で明らかにされた内容です。

今の話と重なりますが、13 ページ、心理支援の場、あるいは求められる立ち位置ということで、様々な場で人々の営みを心理的に支える公認心理師というのは、教育・医療・福祉等々の領域でそれぞれ働くといまして、そのベースにあるのは生物・心理・社会的基盤を持った一人一人の人々が、生活者として営みを行っている、そういうことへの支援がどの領域においても行われるようにという、そういう立ち位置にあると考えています。

そして 14 ページ、どのように支援するかということですが、問題・課題に合わせて適切な支援方法、あるいは療法を選択、組み合わせつつ、現実原則・法・制度の中で統合的に支援し、用いる方法の適切であることを説明できる、そういう公認心理師が求められると考えられます。

そもそも、いわゆる心理療法や理論というものは、世界に 400 ほどあるという話もございまして、それらの方法等は全て生活の中で行われている対人関係の、重要な、大事な良い点というものを、もう少し精査する形で、それぞれの療法という形になっているのが、そういう理論や療法である。そういう認識の下に、当面の問題・課題に合わせて、どの療法を使うべきか、あるいは使わないべきか、そういったことに関する知識を公認心理師は

持っていて、支援においてはそれを使う必要があると考えています。

15 ページ、学部・大学院を通じた養成の課程ということです。公認心理師は様々な場で、国民の心の健康に役立つ仕事が求められるため、教育内容の精選と多様化が必要となります。学部・大学院カリキュラムでは、共通部分の教育及び領域の教育が必要です。科学的根拠を持ちながら、実務では既存の理論を当てはめるというより、主体性を損なわず、目の前の事象に向き合うことができる、そういうことが必要であろう。共通する知識・態度と領域ごとの課題の両方を、学部・大学院を通じて学ぶということです。

16 ページの学部教育における基本方針ですが、人間心理を客観的に捉える。そして、法に書かれている観察と結果の分析の基礎及び面接法の基礎を体験する。人間の成長・発達に関する基礎知識は、全ての領域で必要であるので、これを学ぶ。人間関係・人間社会に関連する基礎知識は、全ての領域で必要である。心理支援を要する様々な人々の問題と支援方法についての基礎知識を持つ。心理支援に必要な隣接関連科学に関する基礎知識を持つ。実際の心理支援における実務上必要な知識・態度を学び、支援職場に関する基礎体験を持つ。これが学部教育における目標ということになります。

17 ページ、カリキュラムの構成です。学部は卒業単位、124 単位というのが大体のところのようですが、そのうち 46 単位を養成カリキュラムとして考えているということです。基礎科目、発展科目、実践実習科目の単位数は、そのように配分しています。18 ページが 46 単位の内訳となっています。今、ここでは説明いたしません。

大学院教育における基本方針という所では、法第 2 条の業務の準備として、理論的背景を知る。それから、査定と支援に必要な社会的知識・態度を保持できる、そういう人になるということが教育の目的になります。査定と支援に必要な理論的背景を知っていることも重要です。事実を客観的に把握し、表現する方法を知る。これは研究といったことにも関連するかと思われませんが、人に伝える方法を知るということです。心理支援を対象や様々な場の特性に応じて実施できること。医療領域、その他の領域で必要な精神医学をはじめとする医学知識が修得されていることが必要であること。その他の 4 領域においても、業務に必要な知識が修得されている。そういうことを大学院教育の基本方針としました。

20 ページ、合計 36 単位。大学院修了要件は 30 単位とされていますが、これに 6 単位を加えるという形になっていまして、基幹科目、展開科目、実践実習科目の単位数をそのように配分しています。21 ページは細かい内容になっているので割愛します。

大学院における実習に関しては、修士 1 年の前期では、仕事の機関全体の動きを知ることと、心理検査ができるようになる。それから、支援等の実際を知ることと充てる。修士 1 年後期から修士 2 年にかけて、実際の面接を体験し、事例を担当して、面接支援の実地を体験する。それぞれの事例については、指導監督を必須として受けること。それから、様々な施設における業務の特徴、留意事項、他職種との連携の必要性などを理解する。指導する教員は、養成を受けた、その領域の職務に通じた者を充てることとしています。23 ページはこの実践・実習科目の 6 単位の配分を細かく書いています。

24 ページは教員要件等とあります。学術的知識や理論を講じることができるに加えて、実践力が必須である公認心理師の養成の観点から、それぞれの領域の実務を熟知した教員が必要であると考えています。医療、福祉、教育、司法、法務、産業等の領域に関する指導を行うに十分な実務経験を持つ者を、養成課程の教員に加えること。社会のニーズに鋭敏に対応できる公認心理師の業務の実践像を持ち、自らも率先して現場に赴く教員が必要である。実習を指導する教員は、学内実習、学外実習、ともに実習指導者の養成講習を受け、指導者の資格を持つ者であること。そのための実習指導者を養成するため、プログラムを備えた認定システムを準備する必要があると考えています。

次に学部卒者の受験資格となる実務経験についてです。前提として大学院課程修了者と同等以上のうんぬんということがあります。これについての意見は三団体、それぞれ以下のようになっています。臨床心理職国家資格推進連絡協議会、これは臨床心理士を会員とする学会・団体が多く入っていますが、そうでない方も入っている、そういう団体です。ここは「学部卒者の実務経験は指導者がいる。政令等でも定められた期間で5年以上とする」ということをお願いしたいとしています。それから、医療心理師国家資格制度推進協議会は「第2条の内容を実習指導者講習会修了者の指導の下、あらかじめ認定されたプログラムに沿って2年以上、2,500時間以上、これを実務経験とする」ということを要望しています。それから、日本心理学諸学会連合では「学部卒者の実務経験は5年とし、勤務時間数、実務経験の対象となる施設・事業、職種内容を規定すること」としています。

26 ページは受験資格の特例ですが、これは法に書いてあるものを図式化してあるものです。27 ページは経過措置における受験資格の特例の1として、「現に法に定める行為を行うことを業としている者に対する特例措置に関して、大学院終了を基礎資格とする、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士について、以下のように要望します。①臨床心理士有資格者は勤務期間や勤務年数にかかわらず全員が受験できること。②学校心理士、臨床発達心理士、又は特別支援教育士の有資格者は、心理支援業務の経験がある場合、勤務期間や勤務年数にかかわらず全員が受験できること、これをお願いしたいとしています。

先日、御質問がありました、この臨床心理士以外の人たちの中で占める臨床心理士の数は、三団体を平均して約1割と聞いています。そして、心理支援業務の経験のある人で、この受験資格が経過措置で受けられる人の数というのは、実際は1、2割くらいであろうというように、当の方たちがおっしゃっているという事実があります。

③といたしまして、法施行日に大学院に入学している者の特例措置というのを考えますと、これがいわゆる5年の実務経験があるということと比べて、逆転が生じる場合がある。そういうことが生じない工夫の一環として、①、②を望むということもあります。

それから、出産、育児、介護等で一時退職している者が不利にならないよう、また、定年等で退職している者も経験を生かした再就業が困難にならない措置として、上記①、②の者には法の施行日に現に業務を行っている者という限定を設けず、準ずる者としての受

験をお願いしたいとしています。

28 ページ、経過措置における受験資格の特例、これは「現任者又はそれに準ずる者の受験資格は、次に示すような場所で働いていること。それから、専門家として5年以上、かつ5,000時間以上勤務していること」ということを考えてほしいと。「以上の勤務経験は、法の施行日にその任になくとも、過去にその条件を満たしている場合を含むこと」ということをお願いしたい。イロハニホとありましてへの所に、その他の領域としまして、私設心理相談機関等ということが書いてあります。それから3番、経過措置における前述の有資格者受験においては、試験科目の一部免除をお願いしたいとしています。

29 ページ、先ほどの私設心理相談機関のことですが、なかなか実態がよく分からないという御意見が聞こえてまいりましたので、日本臨床心理士会の会員及び、先ほどの推進連に所属している団体をお願いをして、調査をしました。約500名の回答がありまして、従事者は30～40代、学歴は過半数が大学院修士修了、8%が博士号を持っている。業務歴は5年以上が7割を超える。形態として個人事業が6割を超える。対象は幼児から高齢者、保護者まで広範囲。内容は子育てから介護まで多岐にわたる。料金として約7割が、1時間5,000円から1万円の範囲で頂いている。事業所登録は約8割がしていると回答しています。この500人という回答の数字は、現私設心理相談を開設している者の約半分に当たる数であろうと推測しています。

そして、最後に国家試験ですが、試験科目の範囲、これは経過措置の期間は科目を細かくせず、基本的に重要な支援方法の動向や、新しい関係法律など、実務に必要な知識を取り入れるということをお願いしたい。試験方法は受験者の数に応じて、現実的に可能な方法でお願いしたい。合格基準は経過措置の期間と正規養成における基準を検討する必要がある。免除する科目については、科目決定後に検討。現任者講習会の内容と時間数、試験内容に直結するので、実務者の負担が大きくなり、しかし、法も含めて現任者が各科目の本質を捉えることができる内容が望ましい。時間数は職場の負担を考慮すると、7日間、60時間前後が望ましいとしています。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。多々御質問もあると思いますが、次へいかせていただきます。次は丹野先生からお願いします。

○丹野構成員 日本学術会議心理学・教育学委員会分科会からの御提案です。内容は上に書いてありますとおり、1番がカリキュラム、大学、大学院実習について、2番が国家試験についてです。

次のページ、学術会議心理学・教育学委員会の2つの分科会ですが、2005年に立ち上がり、10年以上の活動があります。2014年に参照基準心理学分野というものを報告させていただきました。この参照基準というのは、2008年に文部科学省高等教育局が学術会議に依頼して、各分野で基本カリキュラムを策定したものです。心理学など25分野で策定されております。今回の公認心理師は、大学の学部で心理学を履修することは法律で決まっておりますので、このカリキュラムには参照基準の考え方が必須ではないかと思って

おります。

続いて、次のスライドは大学におけるカリキュラムの目標、方法、評価について書いたものです。目標は現代心理学の成果と方法論を体得し、その上で公認心理師 5 領域の知識を修得した準専門家を養成することが目的です。方法としては、公認心理師学部カリキュラムです。これは次のページにあります。評価はまた後で詳しく御紹介します。

次のページを御覧ください。学部カリキュラムの全科目です。この全体の合計単位ですが、右上に計 64 と書いてあるのですが、実は初歩的な間違いで大変申し訳ないのですが、60 と訂正してください。この 60 単位は一見すると非常に多いように思えますが、大学卒業要件は 124 単位ですし、教員免許も 67 単位ですので、特に過大な負担というわけではないと思っております。このカリキュラムは左側にあるように、1. 心理学基礎科目、2. 心理学発展科目、3. 心理実践・実習科目、この 3 つからなっておりますので、それぞれ分けて御説明いたします。

次のページが 1 番の心理学基礎科目です。右側に表が出ておりますが、先ほどの三団体案とほぼ同じであるということがお分かりかと思えます。ただ、卒業論文を 6 単位入れたことが特徴で、卒業論文の重視は先ほどの参照基準に応じております。卒業論文というのは、心理学の方法論を体得でき、問題を発見する能力、問題を解決する能力を育てるものですので非常に重要です。それから、長期的に自ら研鑽を継続して積む能力が卒論で身に付けられることがあります。この能力は公認心理師の「基本的なまとめ」にも出ているものですので、卒論は非常に重要かと思っております。

次のページは心理学発展科目です。この特徴の第 1 は、全て必修科目にしたということです。2 番目は、公認心理師の 5 つの領域を含む。これは下に書いてある赤字のイタリック体の部分にあるように、産業・組織心理学、福祉心理学、教育心理学、医療心理学、司法・矯正心理学、この 5 領域の基礎的な科目が含まれているということです。3 番目に世界標準の生物・心理・社会の 3 領域を含む。これが下に書いてある A、B、C の 3 関連科目に対応いたします。特に生物学的心理学というものを強調しているのです。これは身体の薬物療法などの基本的な知識を身に付けるもので、やはり医療分野で働く公認心理師には不可欠の知識ではないかと思っております。これは決して学者や研究者を養成するために必要なのではなくて、実践にとって必要だということで、この科目を付け加えております。4 番目として、F 系列で臨床医学と精神医学の両方を必修にすることが特徴です。

次のページは心理学発展科目ですが、これの作り方は先ほどの三団体案をベースにして、その全てを含むような形でまとめたものです。例えば、右側の C 系列の社会・産業心理学関連科目について説明すると、ここに書いてある科目を一旦バラバラにしてまとめたものが、左側の発展科目ということになります。三団体案では選択科目が多かったのですが、今回の我々の学術会議の提案は全て必修科目とするというものです。

左上に書いてあるように、選択科目は国家資格・国家試験にはなじまないのではないかと。その理由は第 1 に公平性です。受験者によって選択した科目が異なると、国家試験に不公

平が生じる危険がある。2 番は質の担保です。選択科目制だと、この 5 領域全ての科目を履修しない受験者も出てくる危険があるということです。ここには書いてありませんが、3 番目の理由として、ほかの国家資格では、ほとんど全て必修科目であったということで、全て必修科目としたほうがよいという意見です。

次のページが 3 番目の心理実践・実習科目についてです。これも右側の三団体案とほとんど同じです。

次のページ、これが大学カリキュラムの評価に関してです。下にあるように、標準シラバスというものを学術会議で作成しました。ここに書いてあるのは、心理学概論を例にとったものですが、29 科目全てで作成しております。理解すべき狙い、教育に含むべき事項というものを細かく規定して、それによって教育内容を担保して、大学の違いをなくすることが目的であります。このように評価の仕方をきっちりすべきだと思います。

すみません、時間を 15 分内で収めるために少し急ぎます。次のスライドが、大学院のカリキュラムの目標について示したものです。次のページが大学院のカリキュラムの方法、具体的なカリキュラムを示しております。次のスライドが大学院カリキュラム、評価の方法です。

それから次のスライドが大学院における実習のスキーマーです。下の図に書いてあるように、事前指導、現場実習、事後指導の 3 つを有機的に結び付けるべきだという意見です。

続いて次のスライドですが、国家試験についてです。国家試験は第 7 条 1 号受験者と 2 号受験者があるわけです。1 号受験者は大学院コース、2 号受験者は実務経験のコースです。この受験資格の決め方については附帯決議 4 で、大学院が基本であると書かれております。ただ、これは受験資格について、2 号受験者の業務年数や施設を規定するための、省令の決め方を定めたものです。ですので、履修科目や国家試験については、この附帯決議 4 では直接定めていません。

それでは、履修科目や国家試験はどこに定められているかというと、附帯決議の 2 なのです。この附帯決議 2 を読むと、大学院が基本とは書かれておりません。更に公認心理師法の第 7 条でも履修科目や国家試験について、1 号、2 号受験者は平等に書かれており、こういった点から、法律的には 2 号受験者を不平等に扱うことはできないことになるのではと思っております。

次のページ、それでは、この第 1 号、2 号受験者の平等性がどういうことを意味しているか、それは 2 つあると思っております。1 つは国家試験の内容を規定している。つまり a) として、大学院のみで教えられる知識というものは、国家試験には出題できないのではないかと考えております。つまりこれを出題しますと、2 号受験者からクレームが来る可能性があります。

ただ、b) として、大学院の科目で出題できるとしたら、それは第 2 号受験者が、その業務経験の中で獲得できる場合に限られるのではないかと。では c) の大学の学部で学んだ知識は全然規定もありませんので出題できます。1 号と 2 号の受験者で共通なので、これは

問題なく出題できると思います。

それから、2)履修科目も規定されるのではないかと。つまり、公認心理師の試験は第5条に「必要な知識及び技能について行う」と書かれていますので、知識と技能の2つからなると思います。b)より言えることは、大学院で学ぶ内容は、2号受験者が業務の中で獲得できるものに対応しなければならないので、これは技能が中心になるのではないかと。b)として、技能以外の知識は、大学の学部で学んでおかなければならないということになります。

次のページにこれをまとめました。左側が国家試験の内容、右側が履修科目の規定ですが、それぞれ大学の学部と大学院2号受験者で、知識と技能で分業ができるのではないかとということになります。

次のページ、国家試験の出題方針として、まず、技能の試験は大学院か業務で獲得できる体系に基づいて出題しなければならないと思われます。一方、知識の試験は、学部のカリキュラムに基づいて出題しなければならない。つまり出題は、公認心理師学部カリキュラムと、先ほど9ページで示した標準シラバスを基本として出題するべきではないかと考えております。学部のカリキュラムは下の真ん中の表に書いてあるとおりで、公認心理師の5領域が含まれていることになります。

続いて次のスライドです。履修科目を大学と大学院で分業することの利点は、まず1番目に、法律的な公平性が保たれることです。これは当然ですが、2番目に履修の無駄を省けることがあげられます。公認心理師の「知識」教育は大学の学部で完成させる。大学院では「技能」教育に専念できる。つまり学部の内容を大学院で繰り返す必要がないということになりますので、大学学部の4年と大学院2年の6年教育で、公認心理師を養成できることになるのではないかと。つまり、心理学ワールドと関係団体全体で、公認心理師を育てる制度が作れるのではないかと。3番目として、大学院生の資質の担保。つまり、学部で心理学や5領域の知識を獲得できた意欲と能力の高い学生が大学院に進むので、院生の資質も担保できるのではないかと。そのように良いところが結構あるのではないかと。思うわけです。

最後の国家試験のスライドですが、国際的な互換性を担保するために、海外の国家資格を参照していただきたい。有名なアメリカの心理師(サイコロジスト)の国家試験を見ると、下の表にあるとおり、実務的な内容は30%なのです。基礎的な心理学が50%、半分を占めています。その中でも生物・心理・社会の統合モデルに関する出題が36%というように、国際的にも生物・心理・社会の3つは非常に重視されているので、公認心理師でも考慮していただきたいということです。以上です。よろしくお願いいたします。

○北村座長 ありがとうございます。大学院と2号と1号の関係と、いろいろありました。それでは3人目、増田先生、よろしくお願いいたします。

○増田構成員 臨床心理分野専門職大学院協議会の増田です。専門職大学院は平成17年から11年たっております。現在6大学あります。スライド2番から説明します。制度的

に分かりやすいように、修士課程と臨床心理分野専門職との制度の比較をしております。基本的には修了要項は 30 単位ですが、質の担保の上で、現在では 44 単位から 52 単位を履修するようにしております。

授業方法としては、事例研究、事例研究論文の作成、学内実習、学外実習等々をやっており、少人数教育を中心にやっております。ここで大事なところは臨床評価であり、教育課程、それから教員組織等の質を担保するために、文部科学大臣の認証を受けた認証評価団体により、5 年ごとに評価を受けております。そこが専門職大学院の特徴でもあります。

スライドの 3 番目です。大学の科目の目的ですが、基礎的な理論と技法を学ぶことになります。その中で領域を選択履修することによって汎用性が問われている公認心理師ですので、選択必修とするとともに、ここには各大学でのカリキュラムに特色のあるものがあると思いますので、それも同時に満たすことになるかと思います。大学のカリキュラムについては日本心理臨床学会が提案しているもので、そのまま使わせていただいております。心理学基礎科目、心理学発展科目、心理臨床・実践職能科目という形で考えております。

次の 5 ページを御覧ください。ここが大学における目標ですが、臨床心理学の応用・実践的な理論及び技能を習得している。学部では基礎的なことですが、現場に実際に出る。それから、学内でのケースを担当する。その中で理論をもう一度しっかりと学ぶことによって、自分たちの公認心理師としての資質、技能等を高めることができるのではないかと考えております。すなわち実践と理論の架橋となるカリキュラムを策定するということです。

スライド 6 ページを御覧ください。これが全体の考え方を表した図です。実践と理論をつなぐときに、実践が 6 に対して理論は 4 で、これは理論と実践を別々に学ぶのではなくて、実践したものを理論としてもう一度考え直す。理論を実践に生かしていくと、理論と実践を往還するという考え方になります。

基幹科目、展開科目があります。それが 360 時間です。学内施設実習は後で詳しく説明しますが、必ずケースを担当する。理論を学んでロールプレイだけをして、なかなかクライアントさんのことを理解し、支援するまでには至りません。そこで必ず学内実習でケースを担当し、個別指導を受ける。カンファレンスも何回も受けていくことが重要だと考えております。

学外施設実習に関しては 270 時間、これは 3 領域で考えております。それぞれを学内実習、学外実習で実践し、理論的なものを身に付けて、それをまとめる形で修士論文又は事例研究論文という形で、公認心理師の質を担保することを考えております。修士論文と事例研究論文に関しては、ケースを深く学ぶ上においては事例研究論文がとても有効であろうと考えております。

次の 7 ページを御覧ください。大学院の基幹科目は全て必須です。それから、展開科目については選択必修にしております。臨床、実践領域関連科目については選択必修で、精神医学特論については基本になるものですから必修です。その次の医療心理学特論、神経

心理学特論等々は選択にしております。これは大学院のそれぞれの事情にもよると思いますが、選択としております。同じように、教育領域、福祉領域、司法領域、産業領域についても選択必修という考え方です。

スライド 8 ですが、大学院において臨床心理援助技法科目は必須でしっかりと学ぶ。支援するためには必要な技法を演習ですのでしっかりと学ぶ。その後に臨床実践実習科目として学内施設実習、M1 の前期にロールプレイ心理テスト実習、それから陪席、事例検討などを通して基本的なところを身に付けていく。その後、学内においてケースを担当するという形になります。

次の 9 ページ、学外実習においては、病院領域が中心ですが、福祉、教育、産業、司法、矯正、その他から 2 領域を選択し、計 3 領域で実習を行う。それによって汎用性が担保できると考えております。

スライド 10 を御覧ください。専門職学位課程と公認心理師、従来の修士課程と、カリキュラムの関係が分かりやすいように図にしたものです。オレンジ色が公認心理師の受験のための必要単位です。これは 40 単位です。先ほどから述べているように、臨床心理援助技法科目は、学外実習科目等 40 単位、それから、修士課程においては 30 単位です。

専門職学位課程は修了要項は 30 単位ですが、実際に質の担保をするために、現実的には 44 単位から 52 単位という形で、専門職学位課程であれば公認心理師の十分な力もつけることができる。プラスアルファ学内実習の体制が充実している。それから、事例研究論文を書くことによって、より質の良い公認心理師の養成になると考えております。

11 ページを御覧ください。スライド 11、12 は先ほど説明してきたものを詳しく書いているものです。13 ページも実習については学内臨床心理施設において実習するというところで、14 ページに書いておりますが、附属の心理臨床センター等、一定の基準を満たした学内の有料相談施設で実習を行う。有料であるということは、責任を持つとともに、クライアントさんと契約することによって、大学院ですから、専門家に相談するという形を取るということです。

学外実習施設に関しては、一定の基準が必要であろうと考えております。公認心理師実習施設として認定された施設で、認定された指導者による実習が可能になります。ここが質の担保につながっていくと考えております。

スライド 15 ページを御覧ください。教員及び指導者ですが、これは公認心理師で一定の技術経験を有する者。ただ、公認心理師は、まだ輩出しておりませんので、当面、医師又は臨床心理士で一定の実務経験を有する者としします。学内実習は、公認心理師や臨床心理士の資格を有する教員が行う。学外実習に関しても、契約した実習期間の公認心理師や臨床心理士がいるというところで考えております。

ただし、教育領域においては臨床心理士等がない所もありますので、そこは検討する必要があります。今後は、指導者をどう養成していくのかが課題になるかと思えます。これは研修と大学院を、博士後期課程等々を考えていく中で、今後の課題になるだろ

うと思っております。

16 ページです。大学卒業後の実務経験ですが、まず、医療・保健・福祉等々で 5 年以上の実務経験があり、心理療法、心理査定、コンサルテーションなどの経験があるということです。②ですが、実務経験を積む期間は認定された施設で行う。ここも実務経験を積むというところが質の担保にもつながると思いますので、ア、イ、ウを満たした所に限ると思っております。それから、汎用性のことを考えると、心理研修センター等で、一定のプログラムを含む研修を受講することが必要であろうかと考えております。

9 ページを御覧ください。心理師となるために実務を経験すべき期間は 5 年以上の実務経験だと考えております。根拠については日本心理臨床学会の案を御参照ください。

スライド 18 です。受験資格の特例ですが、施行日前に大学に入学した者というのは、附則第 2 条 2 号を適用する形ですが、ここで大事なことは、従来のカリキュラムでやっている所もありますので、読み替えをどのようにするかということが、今後のワーキングでの課題になろうかと考えております。

スライド 19、施行日前に大学に入学した者も第 2 条 4 号を適用する。スライド 20、法律を改める行為を行うことを業としている者ですけれども、常勤として 5 年以上の心理職実務経験を有する者に受験資格を認める。それから、臨床心理士有資格者は受験資格を認める。3 番目は臨床心理士有資格者であり、かつ心理職常勤者については移行措置を行う。要は、専門職大学院修了者で心理職常勤者については移行措置を行う。これは、修了してすぐは臨床心理士の資格は取れませんので、それを想定しております。それから、非常勤で勤めている臨床心理士も、心理職の方も多数いるかと思っておりますので、非常勤の場合は週の合計や年数に応じて、常勤と同じようにみなすと考えております。

スライド 21、国家試験ですが、基本的な考え方としては、知識、技能等々あると思います。科目については、以下 1 番から 8 番まで書いてあるとおりです。スライド 22 は試験方法ですが、マークシート方式で行う。それから、思考力、分析力、表現力等々を見るために論述試験と面接試験を行うと考えております。

スライド 23 です。合格基準としては、一次試験は専門知識、それから、専門知識、小論文等の記述を総合して判定することで考えております。スライド 24 は免除する科目ですが、それぞれ事例研究論文等を書いている、専門職大学院等で学んでいる、それから現任者については、小論文、面接試験を免除するという方向で考えております。

最後にスライド 25 です。現任者の講習会の内容と時間数ですが、現任者の講習会については、国家試験の出題範囲に関わる 8 科目ということで想定しております。ただし、現任者は、それぞれ大学、大学院での修得単位、教育領域や医療領域で現に働いていらっしゃる方もおられますので、その方々はその科目については免除することで考えております。以上です。

○北村座長 かなり具体的なところをありがとうございました。大野先生、よろしくお願いいたします。

○大野氏 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の大野でございます。よろしくお願いいたします。まず、本協会の内容について御説明申し上げます。本協会は、1988年に創設され、既に3万人を超える臨床心理士を認定し、その後の研修を義務として5年ごとの更新制を整備するなど、心の専門家に固有に求められる職業倫理に基づく専門資質の維持・向上を図りながら、公益に資する諸事業を運営しております。1996年からは臨床心理士養成大学院制度をスタートさせ、現在まで170の大学院の認証を行っています。さらに、学校教育法第110条に基づき、2009年9月4日付けで臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、文部科学大臣より認証を得ております。指定大学院及び専門職大学院には、附属実習施設の設置が必須になっています。この学内実習施設は、実習施設でありながら、地域住民の心の健康のために貢献する地域社会貢献施設というところに、その真の意義があると考えます。このように、臨床心理士を養成、資格制度を確立してきた当協会としましては、公認心理師制度の創設に対して、多大なる使命と責任を感じています。

そこで、当協会の長年の実績とノウハウを生かして、公認心理師の充実した制度作りに一助するとともに、国民のための質の高い心の専門家の保証を目指して、臨床心理士と公認心理師の協力・連携をする関係の中、より良い専門家養成の道を積極的に作っていきたいと願っております。

以上のような背景から、当協会における方針を示しますが、スライドを参照してください。スライド1に示していますように、公認心理師になるために必要なカリキュラムに係る考え方の基本は、公認心理師法第2条にあります保健医療、福祉、教育、その他の分野において、諸分野の多様な専門職と連携できる公認心理師と個性に応じた対応による一人一人の人格の成長可能性を支える臨床心理士との相補による国民の心の健康に資する質の高い心の専門家育成の実現を目指すことです。その基本について、公認心理師になるために必要な科目に関わる考え方は、法律に定めている公認心理師の役割にのっとり、学部と大学院のそれぞれのグレードに合わせて、公認心理師と臨床心理士の両資格が相補することで、国民の健康のために質の高い心の専門家育成を実現する視点で整理しております。詳細については、スライド2を御参照ください。

学部及び大学院で納めるべき科目ですが、スライド3とスライド4を御参照ください。基本的には三団体会談案を骨子に詳細化した日本心理臨床学会カリキュラム案に賛同して検討しております。学部においては、特に諸分野における多職種と連携するために必要な基礎知識や公認心理師業務における倫理と法律の基礎知識を強調したいと思います。大学院においては、特に連携に必要な発展知識として、医学概論をベースにした精神医学を位置付け、倫理と法律の知識に関しては法学、教育制度論をベースにした臨床心理職関連行政・倫理特論を大学院カリキュラムに位置付けております。

当協会がカリキュラムにおいて最も重視しているのは、実習・演習関連です。スライド5とスライド6を御覧ください。学部においては、心理現場実習と位置付けて、公認心理師が活動する現場の見学や各分野の職場を体験的に学ぶ実習を中心とする内容を提案しま

す。大学院においては、心理師業務実習・演習と位置付けて、臨床心理士及び公認心理師が活動している分野に加えて、臨床心理士養成指定校の附属臨床心理相談室又はこれに準ずる施設も、地域に対して専門的な心理相談を提供できる施設として、独立した一分野としてみなし、以上の分野から少なくとも3分野において実習を行うことを求めます。さらに、大学院における実習の時間数としては、総時間数を200時間以上とする。そして、その実習分野が3分野以上であること。そのうち1つの分野での実習が80時間を超えることとして、少なくとも1つの分野については、重点的な実習が行われることを提案します。

スライド7、スライド8にあります。4の実習・演習を実施する施設及び担当する指導者等について示しております。まず、実習・演習を実施する施設の中で学外施設については、公認心理師資格の汎用性から、例えば臨床心理士又は公認心理師の資格を取得して3年以上の実務者がいる様々な分野を挙げております。学内実習施設については、当協会の基準により認証されたものを挙げております。ここでの指導は、当協会の基準により、臨床経験を積んだ臨床心理学を専門とする大学教員及び臨床心理士有資格者によって行われます。実習・演習においては、何より指導者が重要だと考えます。スライド8にありますように、4-1 実習・演習を担当する教員は、教授、准教授、講師又は助教として、臨床心理士、また公認心理師の養成に係る実習又は演習の教授に関し、一定期間、例えば5年以上の経験を有する者。臨床心理士又は公認心理師の資格を取得した後、心理業務に一定期間、例えば5年以上従事した経験を有する者。実習・演習担当教員の員数は、実習・演習科目に応じて責任を持って指導できる一定人数とすること。これらの規定によって、実習・演習の質を担保し、実習・演習担当教員の過剰負担を軽減することができると考えております。また、実習・演習を担当する教員と実習指導者は明確に区別することが必要だと考えております。

スライド8の4-2、学内外の実習施設における実習指導者については、臨床心理士又は公認心理師の資格を取得した後、心理業務に一定期間、例えば3年以上従事した経験を有する者で、かつ実習指導者を養成するために行う文部科学省令・厚生労働省令で定める講習会を修了した者。なお、この実習指導者は、現場において実習を指導する者を指し、ケースに関するスーパービジョンを行うスーパーバイザーとは異なる役割であると考えております。

公認心理師は、法律及び附帯決議にも示されているように、原則大学院卒が受験資格を持つものと理解していますが、学部卒に対しても卒後研修によって受験資格が与えられるといった点では、学部卒後、実務経験の規定は非常に重要なポイントであると考えております。まず、学部卒業後、実務経験の年数は5年以上を提案します。汎用性を特徴とする公認心理師資格において、非常に多岐にわたる分野で必要とされる現状から、働きながら最低3分野の質が保証された研修をクリアするには、5年以上の期間を必要と考えます。

経験すべき実務の内容と指導体制についてですが、実務内容は職場の実習指導者の下で、臨床心理士又は公認心理師の補助業務を行うことにし、指導体制についてはスライド9に

ありますように、事例を担当する場合はスーパーバイザーとしての資質を備えるスーパーバイザーに、ケースに関するスーパービジョンを受けること。このスーパーバイザーとしての資質については、臨床心理士又は公認心理師資格取得後の専門実務経験が一定期間、例えば 15 年以上の者を基準とする。スーパービジョンの形態としては、グループスーパービジョンも含まれております。これらが公認心理師の施行に備えるカリキュラム及び受験資格の主な内容だと思いますが、来年度はカリキュラムが公表され、初めての試験が実施されるといった移行期になります。大学現場や公認心理師の活動領域にいる心理専門の現職者たちにとっては、移行期の措置は非常に重要な問題となります。

そこで、受験資格の特例について申し上げます。スライド 11、スライド 12、スライド 13 を御覧ください。施行前に大学院に入学した者については、従来の臨床心理士養成指定大学院及び専門職大学院における必修及び選択必修科目を満たして就労した者については、附則第 2 条 2 にあります文部科学省令、厚生労働省令の指定した講習会を受講することで、受験資格を与える配慮をお願いしたい。施行日前に大学に入学した者については、従来のカリキュラムにおいて取得できる単位の範囲でとどめられるように配慮をお願いしたい。その上、必要な科目については、附則第 2 条の 2 で指定した講習会で、これを補える配慮をお願いしたい。なお、現に法に定める行為を行うことを業としている者の受験資格特例については、公認心理師に先がけた汎用性のある心理専門職として、臨床心理士が国民に周知されてきたことを十分に考慮されるように強く希望いたします。

次は、国家資格に関する事項です。この件については、カリキュラムの到達目標に合わせた内容であることと、公認心理師の心理業務において、必須となる法律・倫理的な認識と、その実践における基本姿勢についても、しっかり扱っていただきたいと思います。試験機関については、公認心理師法第 10 条第 1 項に基づいて指定された指定機関に一任します。合格基準については、心理専門職の質の低下をもたらさない水準の維持をお願いしたいと思います。

加えて、受験資格の特例に関わる現任者講習会の内容と時間数についてですが、スライド 15 を御覧ください。ポイントは、できるだけ講習期間は短期間で設定されることが望ましい。一応そういう内容です。最後に、スライド 16 からスライド 22 まで、補足資料がありますので、御覧いただければと思います。内容としては、諸分野の多様な専門職と連携できる公認心理師と、個性に応じた対応により、一人一人の人格の成長可能性を支える臨床心理士との相補性を生かすために検討すべき視点をまとめていますので、よろしくお願いします。以上です。

○北村座長 時間が短くて、大変申し訳ありませんでした。最後、川畑先生お願いいたします。

○川畑構成員 川畑です。どうぞよろしくお願いいたします。私は現行の臨床心理士養成課程の概要、実態、課題、そして公認心理師制度に向けての提案ということで、臨床心理士養成大学院の立場からお話させていただきます。前半Ⅰ、Ⅱについては臨大協の公式の

立場としてお話しますが、後半はこれまでの教育実践に基づいて、私見を含めて、少し踏み込んだ意見を述べたいと思います。資料が多くなってしまいましたので、かいつまんでお話しますが、対応するスライドのページ番号を記載して示しますので、御参照ください。

まず、スライド4ですが、臨床心理士養成課程の概要です。臨床心理士養成大学院は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会によって指定された、臨床心理士を養成するための大学院です。平成8年度に導入され、平成19年度からは資格試験は指定大学院の修了者のみが受験できるという形になっています。指定は、認定協会の審査によって6年のスパンで受け、指定から3年目に実地視察による中間評価、6年目に指定継続審査を受けます。スライド6ですが、基準の満たし方によって、第1種指定校、第2種指定校に分かれ、更に専門的養成に特化したカリキュラムを持つ専門職大学院が臨床心理士の養成を行っています。

スライド7からスライド12にかけては、指定の要件と大学院に置かれる科目について示されています。また、スライド13は、学内実習施設を敷設する際の目安をまとめました。スライド14ですが、臨床心理士養成大学院では、学内実習施設での実習を軸に、臨床心理士の専門的な能力の養成を行っており、その経験の蓄積は公認心理師の教育においても生かされることと思います。その具体的な内容については次節でまとめますが、こうした経験から公認心理師のカリキュラムについては、三団体会談による公認心理師教育カリキュラム案が養成のカリキュラムとして適切であると、臨大協としては意見がまとまっております。

次に、セクションⅡの臨床心理士養成課程の実態ですが、スライド17で現在、第1種指定大学院は155校、第2種指定大学院が10校、そして専門職大学院が6校あります。スライド18で教育の中身ですが、ここからは私の勤める京都文教大学を例に取って、実情を御説明します。

スライド19ですが、大学院のカリキュラムは、臨床指導のケースカンファレンスやインテークカンファレンス、そして研究指導のゼミを軸としながら、通常授業、集中講義によって、必修や選択の科目を配置しています。スライド20ですが、教育の中軸は何と言っても学内外での実習です。まず、学外実習ですが、入学して1年目の院生は、幼稚園、保育所、小学校、どれかに毎週、週1日通います。修士2年では、やはり週1日、精神科の病院やクリニック、その他の医療施設、福祉施設に1年間通います。この2年目は、春・秋学期に分けて、2か所行かせていますが、精神科医療の施設は必ず経験することになっています。

一方、学内実習ですが、附属の相談施設である心理臨床センターで、修士1年の秋頃からプレイセラピー、カウンセリング等の相談事例の担当を始めます。院生が担当する事例はインテーク会議で報告され、受理の判断や方針の確認を行います。継続する事例は、事例検討会議に各学期に最低1回発表させ、指導を行います。また、院生一人一人に個別のスーパーバイザーが付き、1回50分程度の個別指導を継続的に受けられるようにしてい

ます。学内実習、学外実習の詳細については、スライド 21、スライド 22 に詳しく書いておきました。

スライド 23 ですが、京都文教大学の附属相談施設である心理臨床センターの 2015 年の活動実績です。院生スタッフが 67 人いますが、年間になされる面接の総回数は 5,274 回となっています。平均すると、大学院生は修士修了までの 2 年間に、平均 2、3 の継続相談事例を経験し、大体 45 セッションぐらいの面接回数を経験することになります。ただ、現時点では、この数は院生によってかなり個人差がある状態です。スライド 24 は、実習の成績評価のやり方をまとめておきました。スライド 25、スライド 26、スライド 27 は、第 1 種指定校、第 2 種指定校、そして専門職大学院の特色ということで、吉川先生、平野先生、中原先生のスライドをお借りしています。

ここから臨床心理士養成大学院の課題についてお話をします。初めに、大学院を取り巻く全体的な課題ですが、スライド 31 を御覧ください。そもそも臨床心理士とは何かという定義についての課題があります。例えば心理相談といったときに、心理専門職による相談と、そうでない人の相談と、形式だけでは区別が付きません。業務形態によって定義することが難しいという問題が、心理の専門性には付きまといまいます。スライド 32 ですが、教育モデルの課題があります。米国では科学者実践化モデルか専門職モデルかという議論がありますが、米国の科学者実践化モデルは博士号取得が前提で、修士課程までの日本の教育課程にはなじみません。一方、臨床心理士は汎用資格でもあり、専門職モデルで対応できるかも疑問です。第 3 の可能性として、仮に多能性専門職モデルとしていますが、芯となる中核的な能力を養成し、それを実践する様々な領域で開花させるというのが最善ではないかと考えています。

スライド 34 からスライド 38 にかけて、いろいろ課題をまとめていますが、このほかにも相談室モデルかコミュニティモデルかといった実践モデルの課題、教育研究機関としての各大学院の独自性をどう考えるかという課題、また、学部教育との連動をどうするか、そして卒後教育のシステムをどうするかといった課題が臨床心理士の養成にはあると考えております。

スライド 40 からですが、教育実践上の課題も幾つかあります。1 つは資格取得を目指す学生の適格性の問題です。対人援助に携わる専門性ですので、単に頭がよいとか、知識があるというだけでは仕事できません。情緒的な感受性やコミュニケーションの能力がどうしても必要になります。

スライド 41 ですが、その意味ではやはり教育の要は、学内実習施設で継続的な心理相談の経験を持たせる実習になるわけですが、現時点では単位修得の要件に担当ケース数や経験する面接回数などは明示されていません。その点をどうするかという課題があります。スライド 42 ですが、また相談室に相談者が来なければ、院生は面接の実習体験をもてませんので、うまく附属相談室を機能させることができるかという課題もあります。スライド 43、スライド 44 ですが、さらに実習指導するためのカンファレンスの進め方、スーパ

ービジョンの在り方が十分に標準化されているかという問題もあります。

最後に、公認心理師制度に向けての具体的な提案をさせていただきます。スライド 47 ですが、アウトカムベースで考えるということですが、大学段階では公認心理師の中核的能力を獲得するための基盤となる基礎的な知識及び技術をもたせることが到達目標になります。そのために、スライド 47 に 1～8 と整理してみましたが、8 以外については認定協会の考えとほぼ重なりますし、スライド 48 にありますように、具体的な科目は三団体案によってカバーされていると思います。スライド 49 ですが、ただ、三団体案を見ると、特に心理学発展科目は選択が多いので、学習内容を標準化されにくいという難点があるように思います。そこで、それぞれの内容を統合し、公認心理師にとって必要な知識内容の統合整理をして、科目をまとめるのも 1 案であるかと考えました。学術会議の趣旨に沿っているかもしれません。スライド 50 ですが、大学院教育での到達目標です。大学院では、いよいよ多領域に適用・発展可能な中核的能力の涵養に重点を置くことになります。ここで、中核的能力の中身を以下の 3 つに整理してみました。1 つは、援助的関係構築能力、つまり、支援を必要とする者とラポールを築き、不安を調節しながらコミュニケーションを続けることができる力。2 番目に臨床的アセスメント能力、つまり支援を必要とする者の語り、行動、非言語的表現、心理検査の結果などから、心理的困難の性質を共感的に理解し、その背景を見立てることができる能力です。3 番目は援助的介入能力、つまり支援を必要とする者、又はその関係者が心的困難の克服のために活用できる応答、助言、指導、状況設定、プログラム立案を行うことができる能力というようになります。

スライド 51 ですが、この中核的能力の涵養にとって、大学院での科目は実践実習科目、特に学内実習を教育の中心に据え、それを支えるために基幹科目と援助技法関連科目が配置される必要があると思います。ここで強調したいのは、理論や知識と技能とを結び付けることがとても重要であって、この 2 つを分離して教えることは不可能だということです。それと並行して、医療・教育・福祉といった各領域での実践の準備性を身に付けるために、学外実習並びに実践領域関連科目を学ぶことが加わってくると思います。

実習・演習の内容を具体的にどうするかですが、大学、学部段階における実習・演習は、心理学基礎実験、学生同士で実施し、自己分析する心理検査の実習、ロールプレイによる心理面接の実習、施設見学といったところが妥当だと思います。ただ、個人的には他者と協働して課題解決に当たる能力を育てるために、例えばボランティア活動の企画、実施、振り返りといった内容を含むプロジェクト・ベースド・ラーニングを含めるのがいいのではないかと考えています。

スライド 56 ですが、大学院における実習・演習です。基本的には現在、臨床心理士養成で行われている学内実習、つまり附属相談室等での継続的な心理相談面接の実習は、中核的能力養成の要であり、現在の水準よりも低めるべきではないと考えます。特に国家試験では、面接、論述試験が困難ではないかという御発言がありましたので、そうだとすると中核的能力は実習単位修得によって担保しなければなりません。そのために、単位修得

に必要な担当ケース数、総セッション数を明示する必要があると思います。現在の臨床心理士養成大学院の実績を踏まえると、担当ケース 3 以上、総セッション数 45 回以上といったところが必要ではないでしょうか。ただし、来談者が少ない地域の実情や現場の実践能力を高める必要性を考慮し、その一部は学外実習先での継続的な面談を充てられるようにするのも 1 案だと思います。

学外実習ですが、心理師の職務の性質を考えると、スライド 57 のように、週に 1 回、曜日を決めて半年、1 年、継続的に通うという形態は、それに適しているように思います。ただ、一部、短期間でも連続的な勤務を経験させる形式が適している場合があるかもしれません。実習先としては、汎用性の資格であることを鑑み、医療領域を必修とする 3 領域以上を義務付ける必要があると思います。

指導者養成ですが、実習指導の担当に当たる教員、あるいは実習指導者は、臨床心理士等の資格と一定の実務経験歴を持つ者で、指導方法、指導倫理等の講習を受けて、特定の機関によって登録されるといったことが望ましいでしょう。このように考えますと、スライド 60 ですが、第 7 条第 2 号、つまり学卒後の実務経験により得られる受験資格については、第 1 号と同等以上の知識・経験を有することを保証するという意味で、実務経験期間に大学院と同等の教育プログラムを用意し、継続的な相談面接を十分に経験し、医療領域を含む 3 領域以上での実習経験を持ち、そして修士論文に相当するレポートを提出するなどが必要だと思います。これらを満たすためには、受験資格は 5 年以上の実務期間が必要と考えます。

スライド 61 は、受験資格の特例について、具体的な案を考えてみました。スライド 62 は、国家試験の範囲と方法ですが、試験科目の範囲は公認心理師の中核的能力に関わる内容を中心に、心理学関連の知識、実践領域関連の知識をバランスよく配置することが重要だと思います。出題領域、合格基準を、仮の形ですが、スライド 63 に試案として載せてみました。スライド 64、スライド 65 は、受験科目の免除と現任者講習会ですが、これも 1 つの試案として考えてみましたので、たたき台として考えていただければと思います。以上、臨床心理士養成大学院の実情と課題についてお話した上で、公認心理師制度に向けての具体的な提案を述べさせていただきました。御清聴ありがとうございます。

○北村座長 大体予定どおりで、あと 1 時間あります。プレゼンテーションも駆け足にさせていただいて、本当にどうもありがとうございました。資料 1 に書かれていることを、順番に議論していきたいと思います。取りあえず、言葉が分からなかったということがあればやりますが、そこからいきましょうか。議題 1、カリキュラム(大学・大学院)と書いてありますが、必要な科目に関わる考え方(到達目標等)、心理師になるために必要な科目、実習、演習の科目の構成、内容、施設、指導者、教員のところを議論したいと思います。多くの先生が、三団体のカリキュラムを基本としているということで、三団体のカリキュラムを見ながら、まず大学の学部教育の内容について議論したいと思います。奥村先生の資料の 17 ページが、学部教育カリキュラムの構成です。心理学基礎科目、6 科目、必修

です。議論があったのは、それ以降です。心理学発展科目、3 科目選択必修が並んでいます。この選択必修から議論しましょうか。選択必修が、国家資格の取得に似合わないのではないかという御異論があったように思ったのですが、いかがでしょうか。

18 ページを細かく見ますと、例えば基礎心理学関連科目で、学習心理学、知覚心理学等と書いてあり、そこから何科目かを選ぶ。あるいは、発達・教育心理学から発達心理、乳幼児心理、児童心理等から何科目を選ぶという構成です。そうではなくて、極端に言うところ、全部必修にする、あるいはこの組み合わせを考えて時間数は増やさないのだけれども、汎用性を考えてそんなに奥深くはやらないまでも、基礎心理学関連科目 1 とかいうので、学習心理学も認知心理学も知覚もいろいろなものが一遍に学べ、それを必修にするというような考えが、どなたかは覚えてはおりませんが、あったように思います。

○丹野構成員 学術会議の提案の資料の 4 ページをご覧ください。基本的には、学術会議案は、三団体案をベースにしているのですが、幾つか違いがあることは先ほど申しましたように、卒業論文が入っていることです。それから、発展科目に関しては、B の生物学的な心理学関連科目が 3 科目入っている辺りが、大きな違いかと思います。やはり、三団体案ですと、生物学的な視点がほとんどないので、これは医療現場のチーム医療の中で活躍する場合には、そういった基礎知識は必須と考えて入れたわけです。

○北村座長 奥村先生、御意見はありますか。

○奥村構成員 科目の名前でいろいろ中を推測すること自体が少し難しいのかと思って、今の生物学的というお話についても、どちらかという大学院のカリキュラムの中に神経心理学といった形の中は入れていると思います。そういう意味では、学部ではこの科目名を見ますと、なかなかそうかもしれないなと思うのですが、何といたしますか、やはりそれは教える人の考え方もすごくあるかと思います。神経心理学や生理心理学というような名前もありますし、丹野先生のおっしゃる生物学的心理学というのがどのような中身を含まれるのかなということは、少し重なっている部分もかなりあるのではないかと思います。

○北村座長 選択必修の面では、どうですか。

○奥村構成員 これは、いろいろな関連者、関係者が入れてという流れがある中を整理したという経緯もありますので、確かに選択必修の中にずっと入れていかざるを得なかったというのはあるかと思うのですが、やはり一人一人の学生の興味、関心は学部では大事ではないかと思い、そういうものを勉強した後、さらに大学院で方向性を決めていくといったようなことを保証する意味では、余りガチガチに決めてしまうのはいかなものかという気はいたします。

○宮脇構成員 選択必修と必修科目というような関係なのですが、よく考えると、試験科目がどうなるかによって、随分この選択必修にしても、その中のどれかが試験科目になってしまうことになるとなかなかややこしくて、この科目が全て必修で、要するにそれが試験科目との関係が一番大きいのではないかと思うのですね。試験科目が、今は必修でなけ

ればいけない。だから、その試験科目に対してこれだけの領域のものを必修にしなければいけないのではないかという考え方は、私は分かる気がするのですが。ただ、この学術会議の案を見ますと、24 科目ぐらいになるのですね。そうしたら、試験科目が 24 科目あるとなると、かなりの負担なのではないかなと、そこは少し気になっていまして、その辺りのお考えがあったら教えていただきたいと思います。

○丹野構成員 やはり、カリキュラムと国家試験のリストは、同じであるほうが望ましく、分かりやすいと思います。24 科目なのですが、これは三団体案などを考えると、最低限 24 のセクションに分かれるのはしょうがないです。ほかの国家試験を考えても、精神保健福祉士などはかなり細かく規定されていますし、細かくても問題はないと思います。それから、先ほど言いましたように、各科目ごとに標準シラバスは作ってありますので、科目の内容に関しては担保できると思います。

○北村座長 議論は難しいですね。国家試験の科目を先に決めて、それから教育の科目を決めるのがいいのか、教育の科目を決めてから国試を決めるのがいいのかというのがあります。アウトカムベースドというのは、理想の心理士はどういうことを知っているかです。参考に、医師や歯科医師の国家試験は、医師として必要な知識と技能を調べるのだということで、科目に分けてないのです。必修と総論と各論とあることで、一応これは内科の問題か、外科の問題かなと思うのもあるのですが、1 人の患者が来てそれは内科的対応をしたり、外科的対応をしたり、その中で解剖のことを聞いたりしていますので、これは何の科目というように分けていなくて、原則は医師として必要なものであれば何を聞いてもいいと。もちろん、出題基準にはゴチャゴチャと書いてありますが。ですから、心理士として必要な能力、技能を頭の中で、それもベーシックに、広汎性のある中核的な知識とは何だろうということを考えていただいて、それを 24 に分けようが、12 に分けようがそれはいいので、国家試験はみんなで考えて出題基準は心理士が持っているべき最低限の知識のリストと思い、それをどう教えるかは学校の好きでもいいとは思いますが、そこを科目から考えていつていただきたいと思います。もちろん関係するのですが、後でまた国家試験の科目をどうするかを考えると、教える科目は広汎性のある心理士が学ぶべきものは何であろうかというところです。

○増田構成員 今の座長のお考えと同じで、公認心理師にとって何が必要なのかをまず最初に決めないといけないなと思っています。余りにも細かくこの科目が必須だとしていくと、それが国家試験に反映されていきますので、本当に大事なカリキュラムが作れないような気はいたします。それで、どういう科目が必要かといいますと、専門職大学院のスライドの 4 番を見ていただきたいのですが、これは日本心理臨床学会の案なのですが、科目区分としては心理学基礎科目、心理学発展科目、心理臨床実践科目で、公認心理師になるためにしっかりとベースになるものは必須とするという形で、あとは心理学発展科目の中でも基礎心理学関連科目と発達・教育心理関連科目 A～E の中で、それぞれの学生の関心もありますし、大学が提供できる授業科目もありますので、そこは基本的な関連科目、基

礎心理学、発達・教育心理学等を押さえておけば、あとは大学なりのカリキュラムで対応できるのではないかと考えております。

○北村座長 素人が思うには、同じ4ページで、例えばBで言えば、発達心理学を選ばない心理士がいてもいいのではないか。あるいは、Eの所で医学概論と精神医学概論はどちらか1つでいいのかという選択です。この中から、絶対必要なものを選んでいただいて、必修にしたらどうかなという考えもあるかなと思うのです。

○増田構成員 確かに、おっしゃるとおり、例えばBの発達・教育心理学で考えたときに、発達心理学は必ず学んだほうがいいたろうと思います。そういう意味で言いますと、マスメディア心理学等は選択でもいいかなと。ですから、おっしゃるとおり、この提案されている科目名の中で、これは必要だということ絞っていく論議のほうがよいかなと思います。

○北村座長 もう1つは、最後の御提案にあったように、Bの発達・教育心理学を再構成して、6単位の中で全部を教えるような教育はできないかと。6単位といたら、結構な時間数ありますよね。その中で、発達心理学以下、学校心理学まで全部を教えられないのか。もちろん、重い、軽いはありますが、発達心理学を重くやり、何々は軽くやるというのはあると思うのですが、そういうやり方もありかなというので、いろいろと頭をさらにして考えて。

○丹野構成員 このように科目が重なっているのは、決して知識の羅列ではなく、科目の中にもそれぞれ教育すべき狙い、つまり科目の名称ではなくて、アウトカムベースで定義することも可能だと思うのです。学術会議案の9ページにあります標準シラバスは、理解すべき狙いと教育に含むべき事項が羅列されているだけなのですが、これを、例えば、「心の在り処がきちんと理解できる」、「心の働きを理解できる」、「個人の心を彩るパーソナリティを理解できる」というふうに、アウトカムベースで書き換えることができます。そのような形で対応していきたいと思います。

それから、知識と技能というのは、やはり学部と大学院で分業をしたほうがいいので、学部の段階では基本的に知識をきちんと身に付ける。そして、各領域ごとの知識を身に付けて、大学院の科目は技能が中心なので、そこはこうこうこういう技能が必要だということからいっていいと思うのですが、学部の場合はやはりその基礎となるものなので、それは例えば医学でも学部の段階では何々学何々科となっているようですので、学部の段階ではこのような形でもいいのではないかと考えているのですが。

○北村座長 時間がありますので、実はここは露払い的な話なので、次にいってよろしいですか。一番大事なのは、実習・演習科目の構成、内容、実施する施設、教員、実習、演習をディスカッション。今日は、何ひとつ結論を出す気はありません。課題を挙げて、問題があるとか、考え方があるねでいいのですが、演習、実習をお聞きしました。まず、教えてください。演習と実習は、何が違うのですか。

○吉川構成員 演習の場合は、現場で、あるいはその現場の中で、私たちの案では学内施

設の実施ももちろん含みますが、演習の場合はあくまでも授業の中でロールプレイなり、あるいは自分たち自身がカウンセリングを試行的にやってみるというようなことも含めて、あくまでも仮想的な状況の中で行うようなエクササイズを含む授業を、演習と理解して考えさせていただきました。

○北村座長 では、実際のカウンセリング等の実クライアントがいるのが実習で、模擬患者、模擬クライアントのようなものが演習だと。教室でカウンセリングの現場のビデオを見るのは、どちらですか。

○吉川構成員 違ったら教えてください。それでディスカッションできれば、大学では演習と位置付けています。

○北村座長 演習ですか。

○吉川構成員 はい。

○北村座長 実のクライアントとのやり取りをビデオで見るのは演習で、実習にはならないと。

○吉川構成員 見るだけではなく、それについてディスカッション、討論ができれば演習と考えております。

○北村座長 実習ではなく、演習ですか。

○吉川構成員 はい。

○川畑構成員 演習というのは、授業の形態で、一方的に講義を聞くのではなくて、学生が少人数でいろいろディスカッションしながら検討するタイプの授業は、演習と呼ばれています。今、吉川先生が言われたように、実習経験の事例を持ち寄って、みんなで検討するというのは、演習授業の形式になります。実習は、実際の現場に出かけて行って、自分が体験するというものを含んでいるものが、実習です。

○北村座長 体験したものを振り返る。

○川畑構成員 のは、演習授業になります。

○北村座長 演習授業ですね。

○吉川構成員 カンファレンスは実習に入ります。例えば、実際の学内の附属相談施設で事例を担当します。その事例経過を提示していただいて、グループの中で討論して、私たちの場合は複数のスーパーバイザーがいろいろな立ち位置から助言をしていくというように、カンファレンスは実習にカウントしております。

○北村座長 では次の質問は、実習と演習を何単位、何単位と2つに分けるのが合理的ですか。それとも、実習と演習を合わせて何単位としたほうがよろしいですか。

○宮脇構成員 実習というときに、30時間で1単位という形になって、演習だと30時間で2単位という、この区別が出てくるので、これが結構ややこしいので、1つになったほうが本当はいいのかもしれないと思うのですが。

○北村座長 難しいですね。全く知りませんでした。実習が30時間というのは、6時間の5日間行って、1週間で1単位みたいなイメージでした。それは分かるのですが、演習

は同じ 30 時間やると 2 単位なのですか。何か、演習のほうがいい加減なような気がします。2 単位なのですか。困りましたね。問題点としては、よく分かりました。

次に、内容と施設を一緒に考えますが、学内施設というのはそんなに有用でしょうか。というのは、私自身が知らなくて、この前勉強したのです。大学院 1 種はみんな持っている聞いたのですが、もちろんどの電車に乗っても広告にも書いていませんし、誰かが言ったという話も余り聞いていなくて、そんなにクライアントが来て 1 学年 30 人や 50 人いらっしゃる人が、十分経験できる量があるのかなと。

○丹野構成員 質問なのですが、学内実習機関は非常に強調されておられたのですが、本当にケース数が十分なのか。1 人の学生が、年に 2 人とか 3 人の来談者、というような数で十分なのか。それから、大学院によって来談者が多い所もあれば少ないところもあるというばらつきをどうするか。それから、今後実習に足るような来談者を確保できるのか。公認心理師が国家資格化されると、ますますそちら側に患者が流れるわけで、本当に実習機関として来談者を確保できるのだろうかといった心配があります。そういうデータは、臨床心理士認定協会が実習施設を審査するときにお持ちだと思うのです。そういうデータを公開していただけると、その実態が分かりやすいと思うのですが。

○大野氏 学内実習機関は、指定大学院に認証する場合に、一定の基準を満たしていないといけません。これは、ハードの面も含めて、教員構成員、それから実際にクライアントや地域の人たちが訪れるスペースと、それを実習する院生と、更にスーパーバイザーがいてというようなところを、全体として実習機関として基準を満たしているという判定はします。そのときに、実際には最初の段階で基準を満たしている大学院が条件とする内容の中に 3 名以上というのは一応の基準であって、最初に認定する場合には来談者の数で判定することはしません。ただ、しっかりしたハード面とソフト面、それから院生の関係がきちんと構成されていれば認めているということです。ですから、資料については認定協会にある資料を提示することはできるのですが、更に具体的に公認心理師との関係でどうするかということが、今後の課題になります。それに対する対応は、認定協会でも現在検討に入っているところです。ですから、そういうことも踏まえて、今、2 年や 3 年といわれている内容も含めて、検討する内容として非常に重要な課題になります。

○北村座長 認定協会は、学生 1 人当たりクライアント何人を経験しなければならないというような基準は、公表されているのですか。

○大野氏 一応、3 例以上ということで基準はあるのです。ただし、実際に地域やいろいろな条件によって、変わるというか、それが満たされない所も現実にはあるので、それをいかにして一定の水準まで持っていくかということで、実際に認証評価の 1 つの点検項目の中に入って、実際に実習している内容について、具体的に各大学院を訪れて、その実態についても調査・検討を重ねております。

○北村座長 ですから、実習、演習の量を規定するのは、余り高いものをやると危険ですよ。学内施設に、そんなにクライアントが来ない所もあり、地域にも差があり、原則 1

種、2 種というか、認められている所が公認心理師の教育施設になったほうがいいですね。それで、どのように規定するかを議論していただきたいです。

○大野氏 はい。

○宮脇構成員 今のお話を聞いていますと、大分ばら付きが大きいような感じの印象を受けました。余りばら付きがあるようですと、無理をしてその学内実習を必ず行わなければいけないと考えるよりも、学外実習を充実させるような方向性も考えたほうがいいのではないかとは思いました。

○北村座長 ですから、1.5 種というような、学内施設はあるけれども、クライアントが少ないので、そういう所は学外実習でより多くの経験を積ませると。それで、トータル学内、学外を併せて3例なり5例を2年間でしっかりと確実にスーパーバイズし、カンファレンスもやったというレポートをチェックした上で、卒業させるというようなものがあつたほうがいいかなという気がします。

○川畑構成員 私の申し上げた点は正にそこで、やはり標準化するために、質を高めていくために、そういう基準を設ける必要は今後あるだろうと。ただ、そういうばらつきがあるので、学外実習先での面談も、きちんとスーパービジョンを受けながらそれを検討することもそのケースに含めるという形にすれば、かなり柔軟に対応できると思います。ここで重要なのは、学外実習のときに単にその実習先に行って見学をしていました、あるいは、雑務を手伝いましたというのを実習経験とカウントするというのでは質が落ちてしまう。ですから、現行の相談室でやっているように、きちんとクライアントと向き合って相談を受けるという実習をさせていただけるのであれば、それは学内であろうが学外であろうと実習としてカウントできるのではないかと思います。

○北村座長 専門医などは、何例を経験するというのがあって、例えば精神科の専門医などのチェックやレポートの集め方や出し方みたいなノウハウがあると思いますので、ただ見学したというのを経験にはしないというのは、できるような気はします。

○増田構成員 専門職大学院では、認証評価を5年ごとに上げますので、しっかりとケースを持っているかは認証されます。今議論がありましたように、来談者が来るかどうかは確かにばら付きが出てくるだろうと思います。ただ、学内実習でクライアントをしっかりと1人のケースを持ってカンファレンスに出してスーパービジョンを受けるということが、とても大事だろうと思います。そうすると、学内実習の相談機関に来ない人はどうするかといった場合に、学外実習でケースを担当するのと、学内の相談室でケースを持ってしっかりとやるのとでは、今まで教えていて少し質が違ってくるような印象があります。ですので、原則として学内実習施設でケースを持つと、それは何ケースかというのはまた検討が必要ですが、それでもうまくケースが担当できない場合は、学外実習でどれだけしっかりとレポートをしてスーパーバイズを受けたかを出してもらって、それをケースとして認めるという方法は、2つ目の選択肢としてはあるのかなとは思いました。

○北村座長 もう1つは、患者のバイアスなのです。多くの人が、仕事は医療分野にいら

っしゃっていて、大学院の中では学内でやっている、学内の人は普通の人ですよ。その人が国家資格を取ったら、次の日に急に精神病院へ行ったと。そうすると、生まれて初めて精神科の患者のカウンセリングになってしまったというのもまずい。あるいは、子供に会ったことがない、定員のまま公認心理師の国家資格が受けられるでは、まずいかなど。ですから、例えば 10 例をやって、そのうち子供は何例とか、精神科は何例とか、学内は何例と、細かくやらなくていいのかと。あるいは、施設を学内だけで丁寧にやればそれでいいのか。いや、精神科も行かなければいけない、学校も行かなければいけない、福祉士の所にも行かなければいけないと決めるのか、そこを御議論していただきたいと思います。

○川畑構成員 今、先生がおっしゃったような基準をもしやろうとすると、多分修士 2 年では無理で、10 年ぐらいかかるのではないかと思います。各領域での実践経験を持たせるために、それぞれについての実習経験を持つというのでは。ですので、大学院 2 年間でできるのは、面接の基本をまず習得することだと。そのために、学内相談施設が非常に重要だと考えています。実習先の現場のやり方というか、そこでの形に偏らないで、まず基本を学ぶために、そういう構造化された設定で面談をすることがとても大事だと考えています。ですから、それぞれの領域の習熟については、大学院を出てからの、卒後の教育の話になってくるのではないかなと思います。

○吉川構成員 学外実習の場合、やはり患者さんを担当させていただくことはなかなかできないと思うのです。医療をはじめ多くの現場では補助業務にとどまらざるを得ない、現在の臨床心理士の学外実習の場合、先輩がやっているのをそばで陪席させていただくことにとどまることが多いです。これに対して、学内実習では、大学院生でありながら、カウンセラーとして出会いの最初からクライアントさんとお会いしていきます。ここで行うスーパービジョンのことを、私たちのプレゼン資料の中では「ケースに対するスーパービジョン」と明記させていただいているのですが、それは、職場における動き方全体のスーパービジョンとは異なり、このケースを、新人が主体としてカウンセラー機能を担うために行うセッション 1 回ごとに行う緻密なスーパービジョンであり、相当インテンシブなプロセスなのです。

奥村先生のプレゼンテーションでは、スーパービジョンの日本語訳として「指導監督」という言葉が使われており、この言葉では、ここはこうであってはいけないというふうに指導するように連想されがちですが、本来の心理臨床におけるスーパービジョンは、あくまでも訓練者をセラピストの主体として育て上げていくために支え続ける営みです。そういう特殊なスーパービジョンを、学内施設という守りがあってこそ実現できる。

それから、社会に対してという点では、普通の有資格者がやる料金の半分以上の料金でありながら、本格的な構造の中で、しっかり密度の高い心理療法が提供できるというような意味で、社会に対する貢献ができていると考えております。これを活用していただく。でも、私たちの案は必須ではなく、実習施設として活用できるならば選択肢の 1 つとして、という案です。

○北村座長 イメージだけで言うと、学内施設は、言ってみれば温室のような感じで、学生は温室で、ちゃんとした所でやっておけばいいという考えは十分理解できます。でも、そうでないという人もいるかなと。やはり、もう少し本当の、温室の外も少しは経験してくれと。それが見学でいいのかなという気もしないでもないのですが。実際に外の施設で自分が受け持つというのは危険と言えは危険ですから。

○宮脇構成員 1 つだけ。今検討されているのは大学院というイメージなのですが、学部では、ほとんど患者さんと直に出会うというのはなかなかできる機会が与えられないですから、学部の場合は見学体験をして、いろいろな領域を知るということで、次に大学院でどこで自分は何を勉強していこうかという 1 つのヒントになる程度の学外実習でいいのではないかと私は思っています。そういう意味では、心理臨床学会の案の中で 60 時間とありましたが、それは少し多いのではないかと思っています。

もう 1 つは、私は医療に長いこといたのですが、医療の場合は、結構多職種でいろいろ関わるという場面には実習生も次第に入っていけるような形で、例えばデイケアなどのところではなかなか重要な体験ができるので、そういうことも非常に重要だと考えています。

○北村座長 チーム医療では本当に、学生でも役割があるのです。話を聞いてきてくれて、それをほかのチームメンバーに伝えるだけでも十分役割があるので、そうすると責任も出てくるので、それはいいなという気がします。

○丹野構成員 北村先生が学内実習施設は温室だというのは確かにそのとおりです。5 領域のうち、学内実習機関は医療領域でもないし、教育領域でもないし、司法領域でもない。中途半端なものになっている。

それから、今の医療はチーム医療で、病棟だと完全に集団の治療です。学内実習機関で、そういう集団の治療経験というのが難しい。個人のカウンセリングの力は付くのかもかもしれませんが、そういう現場のチーム医療の力はなかなか付かないのでは。もちろん学内の実習機関は大切だとは思いますが、現場の実習をより強化していただいたほうが、公認心理師としてはいいのではないかと。そういうことを考えるデータとして、ケース数などを公表していただけると、その実態が分かるので、よろしいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○北村座長 そうしましたら、大野先生、データがあったら、またいろいろ御紹介いただいたらいいと思います。

○大野氏 はい。認定協会の立場からすれば、今は学内実習、特に相談室、しかも外来のクライアントに対する実践を中心とした内容になるということで、ある意味では個別ではあったとしても、いろいろな人たちが関わっているという面から言えば、決して 1 人の人のカウンセリングという話ではないということは当然触れておかないといけないと思います。

もう 1 つは、今、私どもが提案しているのは、どの実習をやるかという中で考えた場合に、その中の 1 つとして位置付けられればいいという、これを必須とするという考え方よ

りも、やはり、きちんとした人間理解ができるような内容にしていだきたいということです。そういうことを含めてよろしくお願いします。

○北村座長 そうしたら、その下の「実習・演習を担当する教員又は指導者」、この人たちはやはり実務経験がないとまずいですよね。スーパーバイズできないですから。ある程度、何らか規定はしないといけないかなということは理解できました。

2 番へ行きます。「実務経験の範囲」、範囲と期間ですが、今日お聞きしたら、皆さん「5 年以上」という御意見が多かったように思うのですが、ここの期間をまず議論しましょう。

○中嶋構成員代理岡本氏 全部、養成される側の方の御意見なので、どうしても長くなってしまうのだろーと思います。全国 of 精神科病院の中で、今、常勤心理士というのは 2,000 人ちょっとなのです。もちろんほとんどの所が実習も引き受けています。今は無資格の方を引き受けて、研修を受けさせて、それで実際にやっていくというのを延々と何十年もやってきているのです。

実際に丹野先生がおっしゃったように、大学の土台のない、2 年間だけ大学院心理をやったという方でも引き受けてきました。又は、心理学をきちんとやった方でも、大学院を卒業された方でも、ほとんど使いものにならなくて、2 年間は様子を見るという、それはずっとやってきているのです。我々は実際にそういうふうにやってみて、全ての検査や何かにしても、使いものになると思えるのが 2 年。その後だんだんに 1 対 1 のカウンセリングなどにも入っていくというのをずっとやってきました。これは経験則でやってきているのです。

今言ったような、きちんとした教育を大学で 4 年間ということであれば今まで以上に質の高い方々が来られるわけで、十分、2 年間で大学院卒と同じ経験というようなことは可能ではないかと私は考えます。今までそういう、非常に切実なところでも我々はやってきて、しかも、それなりに非常に効果を上げてきているし、我々は心理職が絶対必要な職種だということです。ずっとやってきたわけです。5 年ということになぜこだわるのか余り分からない。

それから、ユーザ側としては、無資格で使えない人を 5 年間、どういうふうに雇用し続けるかという、それが非常に問題です。今は 2,000 人と申し上げたのですが、いろいろな形で雇用しています。精神保健福祉士であったり、事務職にしたり、だから、心理士として登用していないだけの話で、もっといるということです。しかも非常勤の方々はもっといるという事、どうしても必要な職種だと認識しているのだけれども、そういうふうに処置せざるを得ない。

これが公認心理師としてきちんと認定されたら、我々のニーズは一遍に増えていく。それは精神保健福祉士などでも実際にそのとおりで、認定された途端に一気に雇用ニーズが増えていくというのはもう実際に経験しています。ですから、そういうふうになる、そういう職種なので、これを 5 年間の実務経験とするのは余りにも長すぎる。

それは女性が妊娠し、出産するといったことでハンデを背負うが、男性も無資格の方で非常に低い賃金体系で5年間我慢せよ、資格を取ったらまたそこからキャリアが始まるというのは、それまた過酷なお話です。医療分野は最大の人数を雇用しているわけですが、そのほかの福祉分野なども先ほど言った他の1,500などというのは、福祉のほうにも教育のほうにも入っていつているのですが、そういう所でも、そういう方々を大量に雇用する力は今はないのではないかと思います。

それから、法務省関連でも、卒業してから認定資格を取ってというのは今までやっているんで、そこで5年間全く駄目だというふうになると、これはいかがなものかということで、あらゆる所で、いわゆる大学1号、2号と言っていますが、不平等にならないようにということであるならば、実務経験は2年で十分だと私は思います。やっていくと、時間を掛け合わせたりなどして、「5年だ」「5年だ」と出てくるのですが、実際にこれまで何十年もやった我々の経験からいくと2年で十分。その後、医療分野が基本的な素養だと思うので、そこからキャリアをどんどん積み重ねればいいし、そういうことで、臨床部門であれば認定心理士になればいいだろうし、いろいろなことが言えるのだろうと私は思います。

これまでの教育の長年の問題がさびのように積み重なっているのでしょうけれども、これは雇用される方の気持ち、それから実際の生活といったものも考慮してきちんと決めるべきだし、現実にも、一生懸命やられて見事に心理士としてやっていらっしゃる方は何千何万といらっしゃるわけですから、もっと信頼してやってもいいのではないかと思います。余りにも、ある意味では5年間というのは、ちょっと過酷なように感じて、これは是非とも申し上げなければいけないと思いました。

○北村座長 言わずもがなですが、附帯条件に、「1号を主とする」ということがあります。それから、ほかの業種の司法試験で、別ルートを作ったために、法科大学院へ行かないで取れるというようなルートのほうへ流れてしまうなど、いろいろな副作用もあるので、そのバランスが難しい。ただ、先生が今おっしゃったように、無資格の人を5年間という名前で病院で雇うのだと。それを言われると確かにびっくりですよ。半年ぐらいならば何とでも雇えますが、5年間どうやって雇えるのだと。5年間して絶対に国試に通るならいいけれども、通らないかもしれないし。

それから、2年にしたら、病院ならばいいけれども、週5日働いていますが、学校のカウンセラーをやっているのは週1、2回なのです。それを2年間だったら、合計100日ぐらい働けばそれでいいのですかという話になってしまい、難しい問題です。

○丹野構成員 5年という根拠なのですが、認定協会と専門職大学院の方は、1,200時間計算して5年という数字が出ていると思うのですが、要するに、週末の講習で大学院と同じものを勉強するには5年掛かるということです。でも、実際に週末に講習するにしろ、月～金は病院などの施設に働いて実務経験をしているわけですから、それが、1年間常勤

だと 2,000 時間仕事をするし、非常勤でも 1,200 時間とか仕事をするわけです。そちらのほうは全くカウントされないで、週末の講習だけで 5 年という数字が出るのも非常に不思議な感じがしました。

実質上は、先ほどの学内実習機関での仕事よりも、むしろ現場で実務経験、業務経験をしている方のほうが、より密なクライアントさんとの交渉があるはずで、そちらを考慮すると、5 年という数字はやはり根拠がないように思えるのです。ですから、2 年にするかは分かりませんが、5 年は長すぎるのではないかと思います。

○川畑構成員 大学院を出ても使いものにならない人がたくさんいるではないかというお話は、私たちも非常に痛感しております。だから、学部卒でこれから出てきた人たちを使えば、使いものになる人がたくさん来てくれるとも思われているとすると、それは是非修正していただきたいと思います。大学院のフィルターがかかって、やっとこれだけ。

これが、もしフィルターがかからずに、科目を収めただけで現場にどんどん流入していったときに、もし将来的に各施設が、そういう人たちを育てる仕組みやシステムみたいなものを備えていて、その現場実務経験が十分に教育機能を持っているという形になれば、もしかすると可能になるということはあるかもしれません。ただ、今、現場いきなり学部卒で出て、それで手前勝手に何か任されてやったとして、果たして使いものになるかという、なる人は当然いると思います。ただ、かなり危険性があるということも承知いただきたい。

5 年という数で考えるよりも、私はそういう意味で、本来の 1 号の基準に相当するものをどういうふうに確保するかという形で考えたほうがいいのではないかと思います。

○北村座長 ありがとうございます。やはりそうなのです。学部も、心理学部などちゃんとしたものがあればまだしも、学部でも教育学部の何とか学科の心理コースというだけでポコッと出てしまって、そして実務をやって、2 年で受けられるとしたら、安く簡単に心理士になれる裏道に見えてしまうのです。その危険もあるのです。

○沢宮構成員 今のお話と重なりますが、国民が公認心理師に求める最低限の質保証という観点から申し上げますと、公認心理師なら誰もが最低限のことをこなせなければならぬと思うのです。ですから、ある領域で活躍したい心理士であっても、ほかの領域の研修に取り組む必要は当然ある。それが国民の心の健康を預かる心理士として、最低条件だと思います。公認心理師に対して、国民が最低限求めることは何なのか、そして汎用性のある資格とは何なのかと考えたときに、大学院まで私たちが心血注いで育てた人材でも、使いものにならない。そのような御指摘がございました。それを学部で何とかする。しかも汎用性のある資格にする。それは、今の状況ではかなり難しいのではないかと思います。

○宮脇構成員 私は 30 年、精神科の病院にずっと勤めていたのですが、その経験の中でたくさん、ちょうど心理職はうちの病院には常勤で 5 人ぐらいだったのですが、10 人までは増えたのです。それでずっと来て、最初のうちは、やはり学卒者が多くて、後半は院を修了した人ばかりだったのですが、やはり、育つのに 2 年ぐらい。2 年でようやくい

ろいろなことができるようになる。それはどちらも同じだったということがあります。

一番大事なのは2年という拘束だけではなくて、やはり、2,000時間とか。この三団体の25ページには、推進協という医療心理士の推進協議会のほうで固めた案は、2年以上、かつ、2,500時間以上という、やはり時間数もかなり大きなウェートを占めるのではないかと思います。

先ほど言いましたように、多職種が連携するような体験を2年積むということで、チャレンジはさせてやってほしいなと。それで、もちろん試験に落ちる場合があるわけですから、ただ、実務的には医療機関等で専任で2,500時間ぐらいやればチャレンジできると私は思います。

○中嶋構成員代理岡本氏 4年で卒業してから、例えば2年の精神科の病院に常勤でいらっしまった場合、大学院よりも濃い体験をいっぱいされるのではないかと思います。それこそ、多職種を濃厚に接触する事をやらなければ全く役に立たないですし、先ほど言われたようなデイケア、訪問看護、作業療法、あらゆるところへ出る、アウトリーチから何かから延々とやる。そのほかにもスクールカウンセラーをやっている人間もいるし、そこに付いていくなどということも、あらゆる経験ができるわけで、大学院できちんと体系的な教育を受けるのもよろしいのですが、教育の機会均等、それから、就労の機会均等ということからも、大学卒2年という線は必要だろうと思います。

それから、忘れていらっしゃるかもしれませんが、日本国は大分貧乏になってきているのではないかとと思うのですが、経済的理由で大学院に行けない方は結構いらっしゃるのです。そういうことからいっても、1つの道として、我々は医療心理士という立場からずっと言っていたのですが、こういう道は残すべきだということをやっています。

雇用者側からいけば、資格を持っている者を優先的に採ろうかと思うのが普通の考えですが、でも多勢の所では、やはり自分の所で育てるという意識がまだまだあるわけで、そういうことも考えると、大学院のそういう教育と、卒後、例えば医療の現場での濃厚な経験というようなことは、やはり同じに考えてもいいのではないかと私は考えます。

○北村座長 ぼちぼち次へ行きましょう。これも、大学院での実務経験というか、実習とも関係します。先ほどの温室の話ではないですが、何種類の現場を経験、体験したらいいのか。それから、この実務経験も、2年なり5年に決めたときに、何種類の現場でいいのか。先生が今おっしゃったように、医療の現場にいても、学校カウンセラーに行くからいいのだという考えなのか、やはり2年なり5年の間に医療は行って、それから、発達の教育のほうも行ってもらわないといけないし、福祉も行ってほしいとか、いろいろな内容もあって、これは大きな議題で、1日やってもきりが無いなと思います。ありがとうございます。

3番に行きます。ほとんど話題になかったのですが、「現任者の範囲」です。大学院、大学はすっきりしたと思うのですが、今、仕事をしている人です。その範囲というか、心理士であっても、医療現場でバリバリの心理士と、週1回学校に行っている方と、いろい

ろなものがあります。そして、その人に何か講習会をやるのですが、講習会に関してのお話も余りなかったのですが、1週間なのか1か月なのか3日なのか、そして何を教えるのか、あるいは、体験はなくていいのか、学校しか知らない人で、講習会を受けて、それで心理士になっていいのか、議論があると思います。時間も少ないので、これは議論があるということで、国家試験を、少し時間をオーバーしても御意見をお願いします。

先ほど少し言いましたが、科目を決めるのか、科目は決めないでやるのか。科目を決めないと、今度は現任者に科目を免除してくれみたいな話がありますよね。科目を決めていないのだから、どこをどう減免していいかよく分からないということになります。だからどうするのかというか。公認会計士は科目が決まっていて、今年3つ取ったら、来年はその3つは取らないで、次の3つを取って、合計6つ取ったら合格とか、そういうシステムなのです。だから、科目を決めたメリットというのは、そんな、毎年2つずつ取っていくみたいなこともできなくもないのですが、医療関係には全くないです。医療関係は、落ちたら次の年は必ずちゃんと全部取るというものですし、医師、歯科医師、看護師などもそうですが、科目は余り決めていないです。どうでしょうか。御意見をお願いします。

○松本主査 先に法律上の規定の形を少し御紹介させていただきます。資料としては御用意していないのですが、法律の試験の条項として、公認心理師法の第5条に、「試験は公認心理師として必要な知識及び技能について行う」ということのみが定められていますので、実際に科目として定めなければならないという規定はありません。ただし、附則の受験資格の特例の中に、第2条の第1号から第3号まで掲げる行為を業として行っている者、いわゆる現任者の項の所に、こちらの者に対する試験は、省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができるというような規定はありますが、基本的な法律の本文には、科目を定めることについては特に規定はありません。

○北村座長 何か御意見はありますか。

○中嶋構成員代理岡本氏 これは、移行期間と、5年後の新規のカリキュラムの卒業生が出てくる4年目でしたか、5年後になりますか、それときちんと分けるのでしょうか。

○北村座長 いいえ。

○中嶋構成員代理岡本氏 ずっとそのまま続いていくのですか。そうですか。

○北村座長 原則は。

○宮脇構成員 科目を決めなくて試験をするというのは全く考えたこともなかったので、すごく新鮮には聞いているのですが。そうしたら、どうやって勉強させたらいいのだろうというような、すごく戸惑いがありました。私自身は、選択科目というのでも、その選択科目の中で試験に出てきたら、全部勉強しなければいけないなど。だから、試験科目と、必修科目、カリキュラムとは一緒であったほうがいいだろうなということ。

それから、選択科目にしていると、例えば、試験も選択科目用に幾つか作らなくてはいけなかなというのも少し考えていたのですが、科目自体がないということになると、すごくユニークな感じはするのですが、ちょっとイメージができなかったです。

○北村座長 問題のイメージとしてはケースです。「58歳の女性が来て、大体は元気に過ごしているのだが、どうも何かやるときに暗い気持ちになっている」というようなものが書いてあって、「この人を心理アセスメントしなさい」とか、「次に検査をするとしたら何をやりますか」と、投影法がいいのか、「精神分析から先にやりますか」とか、そういうものがいろいろあって、3問目ぐらいには、「どうしますか」と。カウンセリングを繰り返すのか、精神科にコンサルトするのか、これは病気でないから、もう来なくていいようにするのかとか、そういうものがザーっと並んでいると、「この問題は何の科目の問題ですか」と言われても分かりにくいですね。だから、そういう問題を現場に即して作っていく。そのときは、学生さんは、今まで学んだ全ての知識を駆使して対応しないとできない。

それに基礎的なものがあって、例えば、この人の脳波を撮ったらこのようなものだったというものがポンとあったら、「基礎の脳波？」みたいな形になってしまうし、CTを撮ったらこうでしたと。CTは心理士は要らないのかといっても、大きな腫瘍があったら、やはり知らないといけないし。だから、そういうものを全部ひっくるめた問題が、実際の実務には大事なわけで、そういう問題を、例えば3分の1ぐらい出したら、「これは何の科目の問題ですか」になるので、イメージとしてはそんな感じです。

○川畑構成員 これは非常に悩ましいポイントになると思うのですが、心理学の、特に実践的な現場での臨床心理士や公認心理師の内容を試験で測るというのは非常に難しい。というのは、マニュアル的に1か0か、白か黒かという形で判断できない、非常に多義性を持っているような状況で仕事が進む。1つに決められないというようなことが非常に心理の特徴でもあるわけです。そうすると、このときに診断をはっきり決めるためにはこういう手続で、というふうに定められない部分をどういうふうに評価したらいいのかというのが悩ましいところです。それが難しいので、どうしても基礎心理学あるいは心理学の基礎知識を問うみたいな形になってしまうのですが、それだと、心理学物知り博士みたいなものを測っている形になって、実際の技能というところと離れる危険性があるということで、これは非常に難しい課題だということです。

○北村座長 そのとおりです。

○丹野構成員 おっしゃるとおりなのですが、やはり学部の基礎的な知識と、大学院ないし実務コースでの実技・技能を分けて必修化して、両方必要だと思うのです。どちらかだけで行くわけにはいかなくて、学部のほうの、例えば5領域の法規や倫理なども必要です。ですから、学部と大学院で分けて、学部は基礎知識をきちんと身に付けさせる、大学院ではそういう技能を身に付けさせるというふうに、2本立てにして分業したほうが、これまでの臨床心理士のシステムよりはずっと学部も大学院も協働して作られるのではないかと、学術会議では提案させていただいたわけです。

○北村座長 だから、今までの物知りの知識は大学院の入学試験でやって済ましてしまっ

に対応できる、そういうものを見たほうが、今更また。

○丹野構成員 大学院の試験は大学ごとの事情もあるので、やはり国家試験に代えることはできない。大学の学部の知識もきちんと国家試験に出していただきたい。大学院と学部の比重はどうかというのは今後決めるとして。学部をただ物知り博士みたいにだけ思うのは余りよくなくて、やはり学部の中で5領域の基礎的な知識、アセスメントや法律や倫理は大切な科目です。これらが学部の授業で教えられる時間があれば大学院では実習に専念できる。

○北村座長 今、国家試験のことを考えると、是非やめてほしいのは、物知り博士みたいな、「精神分析を始めたのは誰か」とか、外国人の名前が幾つか出ていて、「何とかの何とか法は誰だ」みたいな、そんなものは知っていても、現場に出て全然使えないわけですよ。だから、現場に出て使える知識、能力をもっと見たらと思います。ここの話でもないのですが。

○沢宮構成員 重箱の隅をつつくような問題、あるいは暗記力がモノを言うような問題を出すと、合格するためにどうしても特別な受験勉強をするというふうになります。そうすると、実習や修士論文を前倒しして、修士2年目には受験勉強に重点を置くような大学院も出てくる。そんな懸念もございます。これは絶対に避けなくてははいけません。ですから、先ほど北村先生がおっしゃってくださったような、臨床の力を見極めることのできるような問題も取り入れる必要があるのではないかと考えています。

○北村座長 国家試験の4番にポツが4つあるので、サラッとおさらいします。「科目の範囲」は科目を設けるかどうかから始めないといけないので、議論です。

「試験の方法」は、国家試験ですので、採点者の主観が入るのはやはりまずい。どういう意味かということ、小論文は余りそぐわない。時間的にも、時間が掛かるので、できればマークシートで済む問題とすれば、5択とか。20択みたいなものはあるのですが、20の単語を用意しておいて、20人の外国人の名前が書いてあって、何とか法といったらその20個から1個選ぶみたいなものはあるのですが、どちらにしてもマークシートでやる問題でないといけない。ただ、先ほど川畑先生がおっしゃった、5択でやると、誰もが3番を選ぶ問題は心理に合わない。人によって、「これは精神分析するよ」という人と「違うよ」という人がいていいわけだし、それをどうやって臨床的なことを聞くかというのは恐ろしいことですが、試験委員に任せるとして。方法としては、何せマークシートで答えられないと現実的にはできないということを御理解いただく。

「技能試験」と言えば、OSCEで実際に模擬患者さんに会ってもらって、やって、それをチェックするという方法がありますが、それも、ほとんど現実的にはない。だから、技能は、「何々する方法を述べよ」みたいなものや、「何々する方法で正しいものはどれか」みたいな、技能っぽいことは聞けるけれども、本当の技能を見ることはできない。

「自転車の乗り方で正しいのはどれか」というのと自転車に乗れることは全然違うわけなので。ということで、技能も難しい。

「合格基準」、これが難しいです。各大学が真剣に、この人は心理士になっていいという人を大学院から出すのであれば、2年間、私たちが見て、合格率90%でいいと思います。「そうでないのだったらうちの大学を潰してください」というぐらいの気合いで出されるのだったら90%でもいい。「いやいや、そうでもないぞ」というのだったら60%ぐらいで、「駄目な子は国家試験で落としてください」みたいな。極端に言えば、どちらを選ぶかになると思います。ただ、大学院を出て、心理士にならなかった人は生きていけるのですか。医療現場では雇えないのですか。

○中嶋構成員代理岡本氏 いてもいいですが、心理士としては雇用できません。でも、この資格に必要なのは医療現場だと思うので、ほかの産業や司法などでいけば、必ずしもこの資格はなくてもやれるのではないですか。キャリアは、司法、行政はガッチリ積めるように出来ていますし。

○北村座長 だから、そこが難しいです。医師の場合は、医学部を出て、国家試験に通らないと本当に何でもないので、使いものがないので、ある程度の高さが無いといけないのです。それから、免除する科目について先ほど議論がありましたが、こういうものが話題です。

5番に行きます。「現任者の講習会の内容と時間数」、これは余り出てきませんでした、かなりの人数の方がいます。それと、「その他」というか、現任者は何歳でも受けられることにしますか。60歳でも70歳でも資格は欲しいですか。落ちたら恥ずかしいとかあるではないですか。だから、例えば既に50歳以上の人は受ける資格がないのだということで、もう現任者で、そうしたら整理も付くし、落ちて恥ずかしい思いもしなくて、「受けられなかった」で済むわけで。今更50代、60代のいわゆるエスタブリッシュされた人に試験をして、「公認ではないですよ」などという、そんな色分けするのも失礼な話ではないですか。どうですか。

○中嶋構成員代理岡本氏 ただ、うちに来ている50歳以上の方もいらっしゃるのですが、一生懸命、試験を受けることを考えています。もう1つは、これは診療報酬上の問題が絡むので、無資格の方がやった場合、全然駄目で、逆に私たちが法律違反を犯すことになるので、現任でやっている方は資格が欲しいのです。

○北村座長 施行日に50歳以上の人は臨床心理士でオーケーなどとしてしまえばいいと思うのですが、駄目ですか。

○宮脇構成員 全く同じだったのですが、やはり、50歳でも60歳でも、診療報酬を請求できる立場にないと、そこで今度は給料をもらえなくなってしまうということが考えられますし、それを、臨床心理士でいいではないかと言っても、それだったらもうとうにそうになっているはずで、やはり国としては国家資格というのが1つの大きな基準になってくると思うのです。

○北村座長 では現任者にとっては、原則、50、60、70歳でも受けてもらおうと。一応、いろいろ皆さんの頭の中に波風をちょっと立てたい話ですが、今から考えることなので。

ほかに「その他」のことで、もっと考えるのが大事なのだということがあればお願いします。よろしいですか。

では、今日はヒアリングが主で、そして、課題を見付けるということが主でした。次回は 12 月の初めにありますが、そのときには、もし可能ならば、たたき台として事務局案というものを作ってもら。決まったものではなくて、これもあり、あれもありというようなもので出てくるかもしれませんが、たたき台を見ないと何とも言えないので、それをもとに議論をしたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

○松本主査 次回の日程については、12 月 9 日を予定しております。次回は、本日のヒアリング、御議論を踏まえて、座長とも相談して、可能な範囲でカリキュラム等の具体的なたたき台を整理できるよう準備してまいりたいと思います。追って、別途御連絡させていただきます。

○北村座長 少し時間をオーバーしましたが、長時間にわたり、ありがとうございました。第 2 回を終わります。第 3 回もよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。